

千葉市美術館市民ギャラリー ご利用案内

千葉市美術館

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-10-8

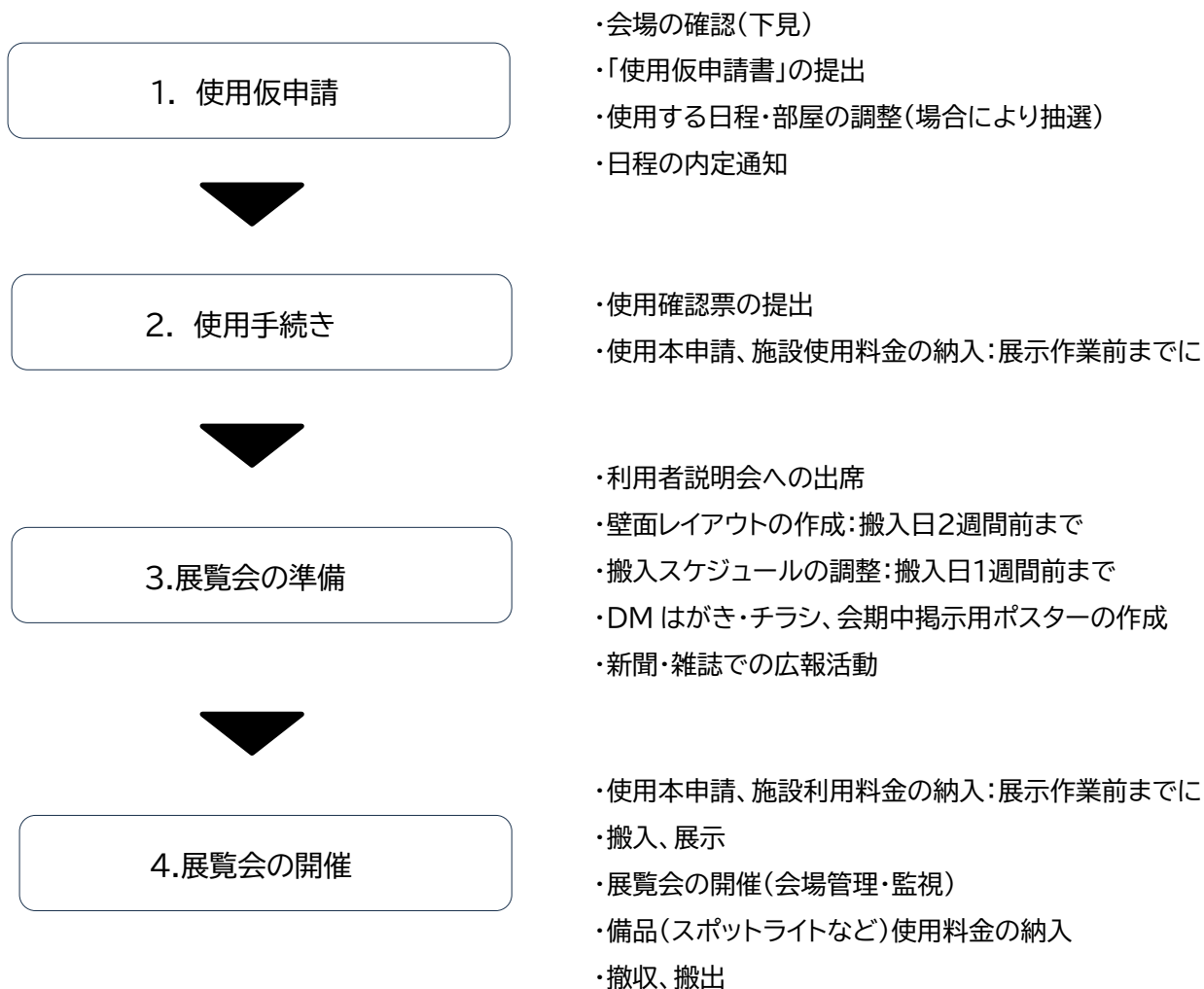
TEL:043-221-2311

FAX:043-221-2316

E-mail:ccma.kanri@ccllf.jp

2024.10.1 改訂

千葉県美術館市民ギャラリー ご利用の流れ

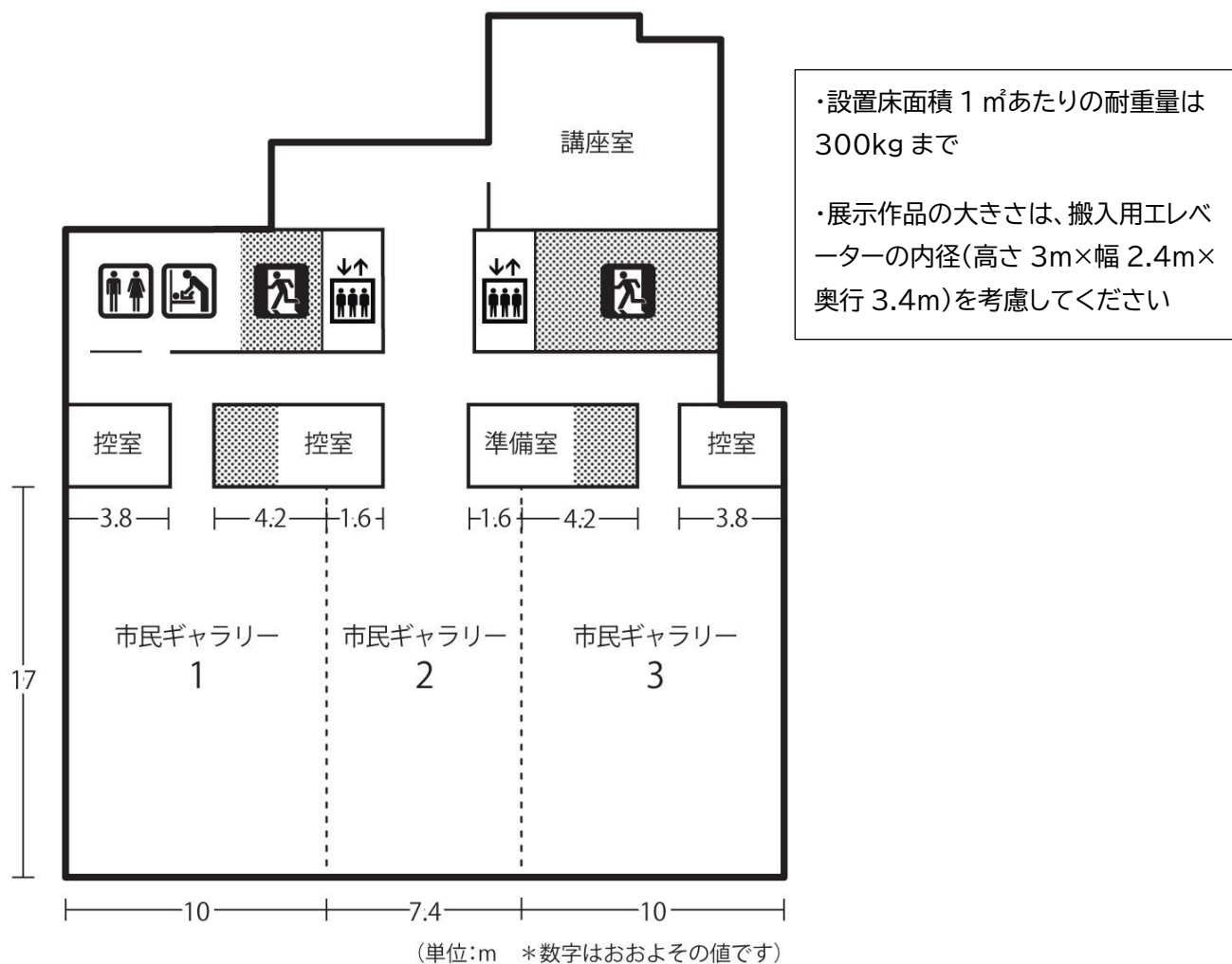


【目次】

はじめに 千葉県美術館市民ギャラリーについて	 P1
1. 使用仮申請	 P3
2. 使用手続き	 P4
3. 展覧会の準備	 P4
4. 展覧会の開催	 P5

千葉県美術館市民ギャラリーについて

(1) 展示スペースの概要



名称	床面積	壁面延長(基本形)	壁面高
市民ギャラリー 1	162.0m ²	約49m	3.0m
市民ギャラリー 2	136.7m ²	約38m	3.0m
市民ギャラリー 3	162.0m ²	約49m	3.0m

※ 2室あるいは3室合わせてのご利用も可能です。

※ 既存の壁面で展示スペースが足りない場合は、可動式壁面をご利用いただけます。

(2)ご利用条件

団体・グループでの展覧会利用にお貸し出ししています。活動場所の市内・市外は問いません。

展示内容は絵画、彫刻、工芸、写真など美術に関連する作品に限ります。

個展、また展示物の即売会・予約販売会の目的ではお貸し出ししておりません。

(3)展覧会会期

原則、6日間(火曜日～日曜日)を1単位としてお貸し出ししています。

別途料金がかかりますが、月曜日の午後1時から開室することも可能です。

ただし、全館休館日は開室できません。また、月曜日が祝日の場合は次の平日が休館日となるため、展覧会会期が5日間(火曜日休館の場合は、水曜日～日曜日)となります。

(4)開館時間

午前10時～午後6時(金曜日・土曜日は午後8時まで)

※この時間の範囲内で、ギャラリーの開室時間を決めることが可能です。

(5)全館休館日

毎月第1月曜日(祝日の場合は次の平日)

年末年始(12月29日～1月3日)

(6)付属設備

スポットライト・組立式パネル(有料)のほか、彫刻台・工芸台を無料でご利用いただけます。

(7)利用料金(消費税込み)

	貸出単位	1部屋利用	2部屋利用	3部屋利用
市民ギャラリー	6日間 (火～日曜日)	57,600円	115,200円	172,800円
	月曜午後	5,830円	11,660円	17,490円
スポットライト	1日	100円/個		
組立式パネル	1日	100円/枚		

※1室1日あたりのギャラリー利用料:9,600円(税込)。展覧会会期が5日間の場合は、1日分減額します。

※入場料等を徴収する場合、ギャラリーの利用料は2倍の金額となります。入場料等の金額については、事前にお知らせ下さい。

※物品の販売は別途利用料を徴収する場合がありますので、事前にご相談ください。

【施設利用キャンセルの取扱い】

- ・ご利用3か月前までのお申し出→利用料金の8割を返還します
- ・以降のお申し出→利用料金は返還できません

(8)その他の注意事項

次のものは館内及び展示室に持ち込み、また展示することはできません。

- ・生花、植物
- ・砂利や砂、土、木くず
- ・悪臭を発し、または腐敗のおそれのある素材を使用したもの
- ・火気を使用するもの
- ・不快な音や大きな音、振動を発するもの
- ・煙霧などを発生させる仕掛けのあるもの
- ・動物(盲導犬など、身体障害者補助犬を除きます)
- ・人に危害をおよぼしたり、施設や設備を汚損・毀損するおそれのあるもの
- ・鑑賞者に著しく不快感を与えるおそれのあるもの
- ・その他公序良俗に反するもの

1. 使用仮申請

(1)会場の確認(下見)

初めてご利用の場合は、使用仮申請前に必ず会場の確認(下見)をお願いします。
展覧会中の下見は、主催者や来場者の妨げにならないようにしてください。
説明が必要な場合は、事前にご連絡ください。

(2)市民ギャラリー使用仮申請書の提出

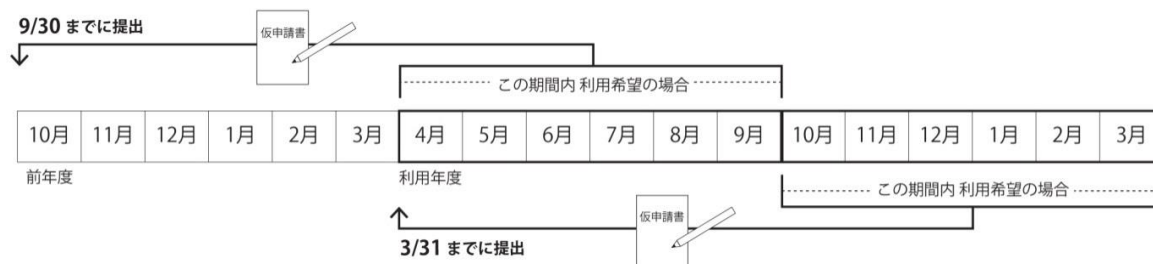
「市民ギャラリー使用仮申請書」に必要事項を記入の上、期日までに提出します。

【提出方法】 直接ご来館いただくほか、郵送で受け付けています。

【提出期日】

4月～9月の利用を希望される場合：前年度の9月30日まで(必着)

10月～3月の利用を希望される場合：前年度の3月31日まで(必着)



※例:2025 年 7 月の使用を希望→仮申請書を 2024 年 9 月 30 日までに提出

2026 年 1 月の使用を希望→仮申請書を 2025 年 3 月 31 日までに提出

(3)使用期間・部屋の調整

使用希望が重複する場合は、美術館から個別に使用期間・部屋の変更をお願いして調整を行います。調整が見つからない場合は、コンピューターによる抽選となります。

(4)使用期間・部屋の内定

使用期間・部屋が内定しましたら、「市民ギャラリー使用仮申請書」提出締切日の翌月(4月または10月)の末日までに文書でお知らせします。

(5)抽選後の利用申請

抽選後は、空き室の利用を先着順に受け付けています。

この場合も、「市民ギャラリー使用仮申請書」をご提出ください。

2. 利用手続き

(1)利用確認票の提出

内定のお知らせに同封された「利用確認票」に、展覧会名や団体名、会期・開室時間など必要事項を記入して提出してください。

提出された情報は、千葉市美術館ウェブサイトの市民ギャラリースケジュールに掲載します。

(2)使用本申請・施設使用料金の納入

展示作業を行うまでに、10階事務室で施設使用料金を支払い、使用本申請を済ませてください。

3. 展覧会の準備

(1)利用者説明会への出席

市民ギャラリーの具体的な利用方法について説明を行いますので、必ずご参加ください。日時などの詳細は、利用が内定した際にお知らせします。

(2)壁面レイアウトの作成

利用者説明会でお渡しする「市民ギャラリー平面図」に希望する壁面レイアウトを記入し、搬入作業日の2週間前までに美術館へ提出してください。

壁の構造上、希望どおりのレイアウトにならない場合は、希望に近い可能なレイアウト案を当館スタッフが作成し、ご相談します。

実際の壁面の移動作業は、美術館のスタッフが行います。

(3)搬入・搬出スケジュールの調整

搬入・搬出作業の開始時間や車での搬入、作品輸送業者の利用の有無などを確認します。

(4) 広報印刷物の作成

展示に関するハガキやチラシ、ポスターなどの印刷物の作成は任意です。

印刷前にデザイン案を美術館の担当者に提出してください。

詳しくは別紙「広報印刷物の作成について」をご確認ください。

(5) 新聞・雑誌等の広報活動

新聞・雑誌等で連絡先を美術館とする広報活動を行う場合は、前もってその内容を美術館にお知らせください。

4. 展覧会の開催

(1) 搬入・搬出作業

作業の開始と終了時には、10 階事務室で受付を済ませてください。

① 搬入作業の日時

展示する週の月曜日 午後 1 時から午後 6 時

(月曜日の午後1時から開室する団体は、月曜日 午前10時から午後1時)

② 搬出作業の日時

展示最終日(日曜日)の午後 6 時から 7 時

(団体の都合により作業開始時間を早めることは可能です。午後 7 時以降の延長はできません。)

(2) 車による搬入・搬出

① 1 階荷解き場

荷物の積み下ろしに利用する場所です。

利用を希望する場合は事前にご連絡ください。

作品などの積み下ろし作業が終了したら、すみやかに荷解き場から出庫してください。

スペースが限られているため、譲り合ってのご利用をお願いします。

② 地下2階駐車場

収容台数が少ないため、周辺の有料パーキング等の利用をお願いする場合があります。

(3) 展示作業の諸注意

・展示作業は、利用するギャラリー内で行ってください。大規模な造作を行ったり、壁に釘やねじを打ったりすることはできません。

・展示・スポットライトの設置作業は、利用者の責任において行ってください。

・搬入作業当日から展覧会会期中は、壁面レイアウトを変更することはできません。

- ・スポットライトなど有料の備品を使用した場合、展覧会最終日の作品搬出が終了するまでに10階事務室で使用料をお支払いください。
- ・搬出作業終了時には、ギャラリーをご利用前の状態に回復してください。

(4)会場受付の設置場所

各ギャラリーの受付は、原則として次の場所に設置して下さい。

市民ギャラリー1・3 →ギャラリー内

市民ギャラリー2 →ギャラリー内、あるいは準備室2と3のあいだの廊下

(5)準備室(控室)

各ギャラリーで利用できる控室は以下のとおりです。

市民ギャラリー1 → 準備室 1

市民ギャラリー2 → 準備室 2

市民ギャラリー3 → 準備室 4

※ 準備室3は市民ギャラリー備品の倉庫です。

- #### (6)ギャラリー展示室内および廊下での飲食はできません。控室内での飲食は可能です。
- また、全館禁煙です。

(7)事故・盗難について

展示期間中、作品あるいは利用者が持ち込んだ物品についての事故・盗難等について、美術館では責任を負うことができません。

作品および物品の管理や監視は利用者の責任において行ってください。

(8)会場・備品類の毀損について

会場、スポットライト・組立式パネル、展示道具およびその他備品類を毀損した場合は、利用者に費用の負担を求めることがあります。

また、展覧会終了後に毀損が発見された場合にも同様の処置を行う場合がありますので、ルールを守って使用してください。